

「円山川水系自然再生推進委員会」規約

(名称)

第1条 本会は「円山川水系自然再生推進委員会」(以下委員会という)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、コウノトリをシンボルとした地域づくりを進める中で、豊岡盆地をはじめとする円山川水系の河川における生態系の多様性の保全・再生・創出を念頭においた自然再生計画の施策の推進に当たり、各種検討事項について様々な観点から審議し、助言することを目的とする。

(検討事項)

第3条 本委員会では、当該地の状況を踏まえ、施策の実施状況の点検及び計画の修正・更新について検討を行うものとする。

(委員会)

第4条 本委員会は、別表にあげる委員から構成する。

2. 委員会には委員長をおく。

3. 委員及び委員長は、河川管理者である国土交通省豊岡河川国道事務所長、及び兵庫県但馬県民局長(豊岡土木事務所)が任期を定め委嘱する。

4. 委員会は、事務局に対し、審議に必要な資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、河川管理者、関係行政機関及びオブザーバーに意見を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2. 委員長は、必要な都度、委員会を招集する。

3. 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(技術部会)

第6条 委員会の下部組織として、技術部会を設ける。

2. 技術部会は、別表-2にあげる委員から構成する。

3. 技術部会の委員は、河川管理者である国土交通省豊岡河川国道事務所長、及び兵庫県但馬県民局長(豊岡土木事務所)が任期を定め委嘱する。

4. 技術部会は、次の事項について技術的観点から審議し、委員会に報告する。

①自然再生事業の実施及びモニタリング調査に係わる事項

②治水事業による自然環境への影響に係わる事項

5. 技術部会の運営方針は、技術部会で定める。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙によるものとする。

(事務局)

第8条 事務局を国土交通省豊岡河川国道事務所および兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所におく。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 この規約は、平成17年9月29日から施行する。

改正 平成24年11月19日

(令和3年6月時点)
<別表>

「円山川水系自然再生推進委員会」委員名簿

※敬称略；五十音順

<委員長>

- 国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学 名誉教授 藤田裕一郎

<委員；学識経験者>

- 兵庫県立コウノトリの郷公園 園長
兵庫県立大学 名誉教授 江崎 保男
- 日本ハンザキ研究所 理事長 岡田 純
- 兵庫県立コウノトリの郷公園 エコ研究部 研究部長
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 教授 大迫 義人
- 明石工業高等専門学校 都市システム工学科 教授 神田 佳一
- 兵庫県立コウノトリの郷公園 統括研究部長
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 研究科長 佐川 志朗
- 兵庫県立コウノトリの郷公園 主任研究員
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 准教授 内藤 和明
- ~~兵庫県立人と自然の博物館 館長~~ ご辞退されることとなりました
~~兵庫県立大学 名誉教授~~ ~~中瀬 勲~~
- 国立研究開発法人土木研究所水環境研究グループ 河川生態チーム 上席研究員 中村 圭吾
- 兵庫県立南但馬自然学校 学長
兵庫県立大学 名誉教授 服部 保
- 兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境マネジメント研究部 主任研究員
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 三橋 弘宗

<委員；地元代表>

- 豊岡市土地改良協議会 会長 井川 栄治
- 豊岡市教育委員会こども教育課 主幹兼指導主事 上垣 了一
- コウノトリ市民研究所 代表理事 上田 尚志
- 三江地区区長会 会長 大田垣 満
- 豊岡市PTA連合会 理事 三木 伸治
- 蓼川土地改良区理事長 橋本 義明
- 豊岡市区長連合会 会長 米田 英昭
- 円山川漁業協同組合 理事・事務局長 福井 泉
- 但馬自然史研究所 所長 本庄 四郎

<河川管理者>

- 国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之
- 兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長 多田 欣也

<関係行政機関>

- 国土交通省 近畿地方整備局 河川環境課長 藤井 節生
- 兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長 勝野 真
- 兵庫県 但馬県民局 地域政策室長 中之 蘭善明
- 兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所長 守本 真一
- 兵庫県 但馬県民局 豊岡土地改良センター所長 石松 秀一
- 兵庫県 教育委員会 文化財課長 甲斐 昭光
- 豊岡市 コウノトリ共生部長 川端 啓介
- 豊岡市 都市整備部 部長 澤田 秀夫
- 豊岡市 地域コミュニティ振興部 文化振興課 文化財室長 橋本 明宏

(令和3年6月時点)
＜別表－2＞

「円山川水系自然再生推進委員会 技術部会」構成委員名簿

※敬称略；五十音順

＜委員＞

- | | |
|---|-------|
| ○ コウノトリ市民研究所 代表理事 | 上田 尚志 |
| ○ 兵庫県立コウノトリの郷公園 エコ研究部 研究部長
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 教授 | 大迫 義人 |
| ○ 日本ハンザキ研究所 理事長 | 岡田 純 |
| ○ 明石工業高等専門学校 都市システム工学科 教授 | 神田 佳一 |
| ○ 兵庫県立コウノトリの郷公園 統括研究部長
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 研究科長 | 佐川 志朗 |
| ○ コウノトリ市民研究所 副代表理事 | 菅村 定昌 |
| ○ 兵庫県立コウノトリの郷公園 主任研究員
兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 准教授 | 内藤 和明 |
| ○ 円山川漁業協同組合 理事・事務局長 | 福井 泉 |
| ○ 但馬自然史研究所 所長 | 本庄 四郎 |
| ○ 兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境マネジメント研究部 主任研究員
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 | 三橋 弘宗 |

＜河川管理者＞

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ○ 国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 副所長 | 直井 克己 |
| ○ 国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 工務第一課長 | 天野 敦史 |
| ○ 国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 調査課長 | 上月 大介 |
| ○ 兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所 河川砂防課長 | 木下 長茂 |

＜関係行政機関＞

- | | |
|--------------------------|-------|
| ○ 兵庫県 但馬県民局 地域政策室長補佐 | 梶井 敦子 |
| ○ 豊岡市 コウノトリ共生部 コウノトリ共生課長 | 宮下 泰尚 |
| ○ 豊岡市 都市整備部 建設課長 | 富森 靖彦 |

「円山川水系自然再生推進委員会」の公開方針

- (1) 傍聴対象者
 - ・ 傍聴対象者は原則的に制限しないこととし、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- (2) 会議開催の案内
 - ・ 会議開催の案内については、国土交通省豊岡河川国道事務所、及び兵庫県但馬県民局の情報掲示板等により行う。
- (3) 会議資料等の公開
 - ・ 会議資料については、原則的に公開する。
 - ・ 会議資料は、国土交通省豊岡河川国道事務所、及び兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所において、供覧・貸出を行う。
 - ・ 議事の詳録の作成は行うものとするが、情報掲示板等においては骨子のみ公開する。なお、詳録の閲覧の希望があった場合には、その希望に応じる。また、詳録、及び骨子のとりまとめ方は以下のとおりとする。
 - ① 詳録（案）、及び骨子（案）は、委員会終了後、事務局が作成する。
 - ② ①で作成された詳録（案）、及び骨子（案）について委員会（持ち回り）において承認を得た後、骨子については情報掲示板等において公開する。詳録については、閲覧の希望があった場合には、その希望に応じる。
 - ③ 上記①、②において、詳録及び骨子は、発言者名の記載は行わないこととする。
- (4) 記者会見
 - ・ 委員会終了後の記者会見は原則的に行わない（ただし、委員長が必要と認める時は行う）。
 - ・ 記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。
- (5) その他
 - ・ 一般傍聴者の審議中の発言は認めない。なお、審議終了後の発言機会の取り扱いについては、委員長の判断に委ねる。
 - ・ 傍聴者は、委員会を非公開で審議する必要がある場合は、委員長の指示により、速やかに退場しなければならない。
 - ・ これに定めるもののほか、委員会の公開に必要な事項は、委員会で定めるものとする。

技術部会の運営方針

1. 座長

- ・ 技術部会には、座長をおく。
- ・ 座長は、必要な都度、部会を招集する。
- ・ 座長に事故のある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

2. 審議の方法等

- ・ 部会は、事務局に対し、審議に必要な資料の提出を求めることができる。
- ・ 審議に必要があるときは、委員以外の学識者、地域の関係者及び関係行政機関に対し、部会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- ・ 部会での審議経過及び指導・助言した事項に関しては、概要を取りまとめ委員会に報告する。